

第
27回

シリーズ事業承継



税理士 吉川 弥生

生前退職金の支払いによる評価引下げ(前回のつづき)

退職金支給後の地位や職務の内容、留意点等につきましてお伝えしたいと思います。

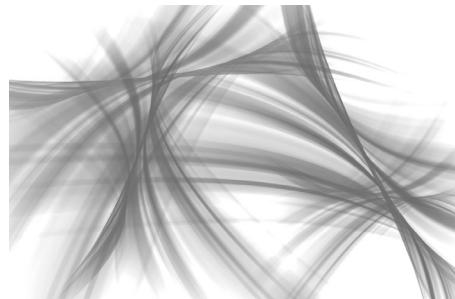
経営者が、代表取締役社長あるいは会長は退任したものの、後継者の育成を理由として実質的に経営の主導権を握っているというのはよくみられます。このような分掌変更などにより退職金の支払いを行った場合には、退職金支払い後の勤務実態などに留意する必要があります。

退職後も、実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められるのであれば、支給した退職金は損金と認められないおそれがあるからです。

■ 分掌変更に伴い支給した退職金の損金算入

① 常勤役員が非常勤役員になったこと

常勤していないとも代表権がある者、実質的にその法人の経営上主要な地位にある者は、対象になりません。



② 取締役が監査役になったこと

監査役でありながら実質的にその法人の経営上主要な地位にある者は対象なりません。

③ 分掌変更後の役員の報酬がおおむね50%以上減少したこと

分掌変更の後においても、その法人の経営上主要な地位を占めていると認められる場合は、対象なりません。

また、分掌変更については、それを決めた株主総会議事録や

取締役会議事録、役員変更登記などを忘れずに整備しておきましょう。

■ 役員保険を原資に退職金を支給する場合

経営者の退任時に役員保険を解約し、解約返戻金を退職金に充てる場合は、簿外の解約返戻金が益金に算入されるため、純資産の減少による自社株の評価引下げの効果は減殺されます。ただし、生命保険の解約返戻金は非経常的な利益であり、利益の額から控除されるため類似業種比準方式の引下げ効果が望めます。

■ 死亡退職金の場合

生前退職金ではなく死亡退職金として支給する場合には、経営者の保有する自社株の相続税評価額の算定上、純資産価額方式の引下げ効果はありますが、類似業種比準方式の引下げ効果はありません。純資産価額方式は原則として課税時期(相続発生時)で算定するのに対し、類似業種比準方式は課税時期の直前期末をもとに算定するためです。